

都道府県・政令指定都市名	静岡県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
担 当 職 員 数	12 人 ( 専任 12 人、兼任 0 人 )

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 8 年 8 月 1 日 根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成 13 年 11 月 1 日
構 成 員	20 人 ( 女性 12 人、男性 8 人 )

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成 30 年 3 月 31 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 7 月 24 日
	施 行 日	平成 13 年 7 月 24 日
	改 正 日	平成 19 年 3 月 20 日
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」に改める。
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
制定等について検討中(あれば、具体的に)		
特に検討していない		

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1	平成26年4月1日	2	平成26年5月1日	3	その他:平成26年 6月 1日
① 目 標 値	29 年度まで	40 %		年度まで	%	年度まで	%	
① 根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画(平成26年4月)							
①目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、①事業の推進を目的としたもの、②特定課題の調査、研究を目的としたもの、③選任がないもの、を除く。また、委員数から、「充て職」は除く。							
①目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 ( 72 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 72 )				
	延総委員等数 ( 1,181 )		延女性委員等数 ( 489 )	女性比率 ( 41.4 )				
② 目 標 値	29 年度まで	40%以上の 審議会80 %		年度まで	%	年度まで	%	
② 根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画(平成26年4月)							
②目標設定の対象である審議会等の範囲	静岡県行政組織規則第13条に定める附属機関及び附属機関に準じて行政運営上の意見交換、懇談等を行うもので、恒常的に設置するもの。ただし、選任がない審議会等及び「充て職」は除く。							
②目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 ( 83 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 82 )				
	延総委員等数 ( 1,315 )		延女性委員等数 ( 515 )	女性比率 ( 39.2 )				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 ( 70 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 70 )				
	延総委員等数 ( 1,278 )		延女性委員等数 ( 473 )	女性比率 ( 37.0 )				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数 ( 32 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 31 )				
	延総委員等数 ( 815 )		延女性委員等数 ( 270 )	女性比率 ( 33.1 )				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 ( 9 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 7 )				
	延総委員等数 ( 69 )		延女性委員等数 ( 20 )	女性比率 ( 29.0 )				
目標値以外の目標設定								
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ ( 公表 ○(一部)・非公表 ) ・ 無 ・ 作成予定有						
	人材名簿が有る場合	掲載人数	375 人 (平成 26 年 8 月現在)					
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 ○ ・ 無					
		委員の公募	有 ○ ・ 無					
		その他	[ ]					

注(\*) 平成26年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市)) 調査票2の防災会議(知事を除く委員数)に知事を加算

## 7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)管理職の在職状況		調査時点コード		1	2	3	その他:平成 年 月 日			
		管理職総数			女性管理職の内訳					
		管理職総数 (人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)			
本庁	計	487	18	3.7	1	2	15			
	うち一般行政職	344	15	4.4	1	2	12			
支庁・地方 事務所等	計	547	75	13.7	0	4	71			
	うち一般行政職	163	8	4.9	0	2	6			
全体	計	1,034	93	9.0	1	6	86			
	うち一般行政職	507	23	4.5	1	4	18			
再掲	警察関係	199	2	1.0	0	0	2			
	教育委員会	136	37	27.2	0	0	37			

## (2)女性公務員の採用状況 平成25年4月1日～26年3月31日

		総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
全体		706	230	32.6
うち 上級		485	134	27.6
うち一般行政職		212	78	36.8
うち 上級		165	50	30.3
うち警察関係		322	43	13.4
うち 上級		213	31	14.6

## (3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

<input type="radio"/>	1. 女性の採用目標の設定	具体的数値目標(平成33年4月1日までに女性警察官の割合を概ね10%にする。)	)
<input type="radio"/>	1-2 数値目標以外の目標(教育委員会における女性職員の採用等について全国平均を上回る。)		)
<input type="radio"/>	2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的数値目標(知事部局における管理職の女性割合10%(目標年度平成30年4月))	)
<input type="radio"/>	2-2 数値目標以外の目標(		)
<input type="radio"/>	3. 女性の管理職の登用状況の開示		)
<input type="radio"/>	4. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定		)
<input type="radio"/>	5. 上記4の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置		)
<input type="radio"/>	6. 女性職員の採用・登用の状況や上記4の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置		)
<input type="radio"/>	7. その他(内容:		)

## 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡県男女共同参画センター		愛称・通称	あざれあ
設置年月日	平成 5 年 5 月 1 日		施設形態	<input type="radio"/> 単独施設 <input type="radio"/> 複合施設
所在地等	郵便番号: 422-8063 住所: 静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号 電話番号: 054-255-8440 FAX番号: 054-251-5085 ホームページ: <a href="http://azarea.pref.shizuoka.jp/index.htm">http://azarea.pref.shizuoka.jp/index.htm</a>			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: ) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: あざれあ交流会議グループ) その他( ) 2. 事業運営 <input type="radio"/> 直営(担当部局名: 静岡県男女共同参画課) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: あざれあ交流会議グループ) その他( )			
職員数	常勤 11 人、非常勤 19 人	予算額	平成26年度	指定管理 91,543 県直営 50,557 千円
主な事業	* 実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 <input type="radio"/> 1. 広報啓発(主な事項: ホームページの管理運営、広報誌「エポカ」の編集発行) <input type="radio"/> 2. 講座(主な事項: 人材育成講座、相談講座、DV防止等啓発講座) <input type="radio"/> 3. 相談事業(主な事項: 電話相談、弁護士相談、精神科医相談) <input type="radio"/> 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書室の運営、情報誌「ねっとわあく」の編集発行) <input type="radio"/> 5. 苦情処理(主な事項: ) <input type="radio"/> 6. 交流促進(主な事項: 「男女共同参画の日」県民フェスティバルの開催) <input type="radio"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 会社説明会、宣言事業所等のセミナー・情報交換会) <input type="radio"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ) <input type="radio"/> 9. 調査研究(主な事項: 男女共同参画の視点による各種資料の収集) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: )			
男女共同参画・ 女性に関する もの				



14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	有
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	有
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	有
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	有
	(5) その他(内容:	有

↓ 上記1~4で「有」の場合、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	役員に占める女性割合に関する項目			
	②	管理職に占める女性割合に関する項目			
	③	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定)			
	④	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定			
	⑤	次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)			
	⑥	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑦	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑧	短時間正社員制度の導入			
	⑨	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑩	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	○		○
	⑪	その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
選定等の基準	1	役員に占める女性割合に関する項目	
	2	管理職に占める女性割合に関する項目	
	3	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	4	その他「登用促進等」に関する項目	
	5	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
	6	次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)	
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	
	12	その他	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 男女共同参画社会づくり宣言

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 男女共同参画社会づくりに関する知事褒賞(宣言事業所の部)

16 地域経済団体、農林水産団体、地域金融機関等の多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築状況

1	ある	有 <input checked="" type="radio"/> 無	→ 有りの場合、具体的名称:
2	現在はないが、今後検討する	有 <input checked="" type="radio"/> 無	

## 17 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 静岡県男女共同参画白書
公表周期	1 年	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他( )	

## 18 平成26年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会			
・ 静岡県男女共同参画会議	県の男女共同参画基本計画に対する意見や、施策及び重要事項を調査審議するため、学識経験者等で構成する会議で、年2回程度開催する。	20人	10月、2月
・ しずおか男女共同参画推進会議	社会のあらゆる分野で男女共同参画の自主的な取組をより一層強化するため、民間80団体で構成する会議で、全体部会、3分野の専門部会を開催する。	80人	9月、11月
・ ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議	関係機関・団体等のネットワークの拡大及び防災手引書の策定のため、市町、民間団体で構成する会議で、年2回程度開催する。	延べ80人	10月、1月
2. 広報啓発			
・ 「男女共同参画週間」啓発事業	JR静岡駅での街頭キャンペーンのほか、市内デジタルサイネージ等でのポスターの掲示を、市、関係団体、大学等と協働して実施する。	チラシ1,500部配布	6月23日～30日
・ 静岡県男女共同参画の日記念事業	県民の男女共同参画についての関心と理解を深め、積極的な男女共同参画の推進に関する活動意欲を高めるため、県の男女共同参画の日(7月30日)を記念した講演会等の啓発事業を実施する。	192人	7月21日
・ 女性に対する暴力をなくす運動	街頭キャンペーンを、市、関係団体、大学等と協働して実施する。	30名	11月12日、13日
・ 庁内パネル展示	庁内の展示コーナーでのパネル展示を実施する。		4月～3月
・ DVパンフレット作成委託事業	女性に対する暴力の問題及び女性の人権尊重に対する啓発を促進するため、改正DV防止法に対応したパンフレットを委託により作成する。		6月～9月
・ 男女共同参画の視点からの防災手引書	地域における男女共同参画の浸透及び地域防災力の強化を図るため、市町及び自主防災組織等の指針となる手引書を編集発行する。		3月
3. 講座			
・ 県職員に対する研修	県職員の男女共同参画の現状や施策推進の必要性への理解を深め個人単位及び担当事務での男女共同参画の推進を図るため、研修会を開催する。	120名	10月15日
・ 女性の参画拡大のためのセミナー	①女性の審議会又は委員会等への参画を促進するための男女共同参画の視点をもった政策決定等の手法を学ぶセミナー、②女性の社会進出を促進するための起業に関するセミナー、③様々な業種の女性管理職等のネットワークを構築するための交流セミナー、④地域で活躍する女性防災リーダーを育成するための防災セミナーを開催する。	①15人×8回 ②45人 ③150人 ④30人×3会場×2日	①7月～12月 ②6月13日 ③2月 ④10月～12月
・ あざれあ男性リーダー養成セミナー	男女共同参画の視点による地域の課題解決に貢献する一般男性の人材を育成するため、セミナーを開催する。	100人	10月～2月
・ 地域リーダースキルアップセミナー	男女共同参画の視点による地域活動を促進するため、広報力やプレゼンテーション力の向上を図るセミナーを開催する。	40人	7月～10月
・ 市町相談員のためのセミナー	女性相談員の女性の相談に対する資質の向上を図るため、市町の相談員を対象とした相談事例に即したセミナーを開催する。	38人×2回	7月4日、18日
・ DV防止セミナー	女性に対する暴力の問題及び女性の人権尊重に対する啓発を促進するため、女性への暴力防止運動期間中に、各相談員等を対象としたセミナーを開催する。	80人	11月13日
・ デートDV防止出前セミナー	現在と将来のデートDVを抑止するため、学生を対象とした出前講座を、15箇所程度委託により実施する。	延べ6,000人	6月～12月
4. 相談事業			
・ しずおかチャレンジ支援事業	女性の再就職、キャリアアップ、起業又は地域活動等にチャレンジを支援し、女性の社会参画を促進するため、キャリア・カウンセラーによる面接相談を実施する。	30人	4月～3月
・ DV被害者グループ相談会	DV被害者の自立を支援するため、グループ相談会・交流会を6回程度開催する。	延べ30人	10月～1月
・ あざれあ相談事業	相談者自身による解決策の見出しを促進するため、主に平日に委託及び直営により電話又は面接相談を実施する。	3300件	4月～3月
5. 情報収集・提供			
・ 静岡県男女共同参画白書	県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行している。		1月
・ 市町男女共同参画施策等推進状況調査	内閣府の調査に独自の調査項目を加え、市町の男女共同参画施策及び女性の登用状況の調査をし、「みえる化」により公表する。	県内35市町	6月～9月
・ 男女共同参画団体登録事業	男女共同参画を推進する団体活動を支援するため、男女共同参画団体の登録、公開及び男女共同参画センター会議室の使用優遇措置をしている。		4月～3月
・ 静岡県男女共同参画人財データベース	各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開する。		4月～3月

6. 苦情処理				
・ 男女共同参画に対する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置する。			4月～3月
7. 交流促進				
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ				
・ 男女共同参画社会づくり宣言推進事業	県内事業所・団体における男女共同参画社会づくりを推進するため、事業所等ごとの取組を宣言し、それを登録、公表する。平成26年度当初で1,075件が登録済、平成29年度末1,800件を目標としている。	新規登録160件		4月～3月
・ 宣言事業所・団体の研修応援事業	男女共同参画社会づくり宣言事業所と県との共催による、男女共同参画社会形成に資する研修会等への講師料の一部を県費で負担する。	5件		6月～10月
・ 宣言事業所・団体情報交換会	男女共同参画社会づくり宣言事業所等間の情報共有及びネットワークを構築するため、宣言事業所を対象とした事例発表や講演会を開催する。	3件		2月
・ ワーク・ライフ・バランスセミナー	職場における働き方の見直しを促進するため、セミナーを開催する。	200人		2月
・ (一社)静岡県地域女性団体連絡協議会補助事業	団体の組織充実及び地域での活動を促進するため、補助金を交付する。			4月～3月
・ 男女共同参画地域活動パワーアップ事業費補助金	男女共同参画の推進と地域の課題解決を図るため、民間団体の主催する一定の社会貢献活動に補助をする。	800人		7月～3月
・ 男女共同参画地域実践活動事業委託	地域における男女共同参画を浸透させるため、県内各地で男女共同参画を推進するリーダーを中心に企画する講演会等の事業を委託する。			5月～3月
・ 地域団体協働促進事業委託	男女共同参画に関する取組を県内に浸透させ、男女共同参画社会の形成を促進するため、研修等の啓発事業及び啓発事業を委託する。	500人		7月～12月
・ あざれあ新春交流会	男女共同参画社会の形成に貢献している人的ネットワークの構築を図るため、1月に交流会を開催する。	80人		1月24日
9. 国際交流・海外派遣事業				
10. 調査研究				
11. その他				
・ 男女共同参画社会づくりに関する知事褒賞	男女共同参画社会づくりに関する県民の一層の関心と意欲を高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている、個人、団体又は企業を表彰する。	8件		7月23日
・ 市町連携事業	市町と県との共催による講演会等の講師派遣料(講演料、旅費)の一部を県費で負担する。	12団体		9月～2月
・ 市町男女共同参画計画策定支援アドバイザー派遣事業	市町における条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイス料、旅費)の一部を県費で負担する。	3団体		6月～3月
・ 市町男女共同参画担当課長会議	県内市町の男女共同参画担当課間の情報共有及びネットワークを構築し、市町の自主性に配慮しながら県と連携して男女共同参画施策を推進するため、年度当初に会議を開催する。	県内35市町		4月25日
・ 市町男女共同参画担当職員セミナー	市町担当職員の男女共同参画に関する知識と理解を促進し、市町における男女共同参画の視点による地域の課題解決を図るため、セミナーを開催する。	50人		10月

都道府県名	静岡県
-------	-----

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成26年4月1日現在	平成26年5月1日現在	その他:平成26年 6月 1日現在	○
-------------	-------------	-------------------	---

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成 25 年 7 月 5 日 ~ 29 年 7 月 4 日
副知事	3 人 (女性 0 人、男性 3 人)			

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\*平成26年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、26年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。  
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1 都道府県防災会議(会長を含む)	55	4	7.3		
都道府県防災会議(委員のみ)	54	4	7.4		
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	3	50.0	
2 国土利用計画地方審議会	20	8	40.0		
3 土地利用審査会	7	3	42.9		
4 都道府県交通安全対策会議	26	5	19.2		
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	8	40.0		
7 精神医療審査会	21	10	47.6		
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9 都道府県医療審議会	30	12	40.0		
10 准看護師試験委員	13	6	46.2		
× 11 麻薬中毒審査会					
12 地方社会福祉審議会	30	13	43.3		
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	13	6	46.2		
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4		
× 15 都道府県農業共済保険審査会					
16 都道府県森林審議会	15	6	40.0		
17 都道府県建設工事紛争審査会	13	6	46.2		
18 建築審査会	7	3	42.9		
19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
20 都道府県都市計画審議会	19	6	31.6		
21 開発審査会	7	3	42.9		
22 私立学校審議会	15	6	40.0		
23 石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0		
× 24 公害健康被害認定審査会					
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
× 26 都道府県児童福祉審議会					
27 地方港湾審議会	20	7	35.0		
× 28 土地区画整理審議会					
29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
30 介護保険審査会	12	6	50.0		
31 道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7		
32 感染症の診査に関する協議会	35	10	28.6		
33 警察署協議会	276	101	36.6		
34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
36 国民保護協議会	46	2	4.3		
37 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0		
× 38 市街地再開発審査会					
× 39 都道府県職員委員会					
× 40 自然再生協議会					
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
43 留置施設視察委員会	6	2	33.3		
× 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
合 計	815	270	33.1		

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	69	20	29.0	